

「医療情報取得加算」に関する掲示

- 当院では、「オンライン資格確認」に対応しており、**マイナンバーカード**が健康保険証として利用できます。
- オンライン資格確認システムを利用し、患者さんが同意すれば、他院で処方されている薬剤情報や特定健診の情報等を活用して診療することができます。
- 上記により、必要な施設基準を満たしていることから、当院では「医療情報取得加算」を算定しています。

区 分	マイナ保険証による 診療情報取得に同意されない場合	マイナ保険証による 診療情報取得に同意される場合
初 診 (1月に1回)	加算1 (3点)	加算2 (1点)
再 診 (3月に1回)	加算3 (2点)	加算4 (1点)

※ 他医療機関からの診療情報提供書をお持ちの場合は、加算2または加算4の算定となります。

